

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎と畜場法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	10
○保安林の指定 (")	10
○道路の区域変更 (道 路 課)	11
○道路の供用開始 (")	11
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	11
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	12
入札公告	
○一般競争入札（土佐NE T端末の借入れ）の公告 (警察本部会計課)	12

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成25年6月14日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号
と畜場法施行細則の一部を改正する規則
 と畜場法施行細則（昭和55年高知県規則第13号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
高知県と畜場法施行細則
 第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に、「と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）」を「と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）」に改める。
 第3条中「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第4号中「届出」を「届出書」に改め、同条第5号中「において」を「において読み替えて」に、「同法」を「法」に、「届出」を「届出書」に改め、同条第6号中「とさつ解体料」を「とさつ解体料の額」に改め、同条第7号中「変更認可」を「額の変更の認可」に改め、同条第9号中「第3条第2号の規定による」を「第

4条第2号の規定によると畜場以外の場所における」に改め、同条第10号及び第11号を削り、同条第12号中「第3条の2第1項第1号又は第2号の規定による」を「第5条第1項第1号又は第2号の規定によると畜場外への」に、「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改め、同号を同条第10号とし、同条第13号中「第3条の2第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に、「焼却のための」を「焼却のためのと畜場外への」に、「別記第13号様式」を「別記第11号様式」に改め、同号を同条第11号とし、同条に次の2号を加え、同条を第4条とする。

- (12) 令第7条の規定による法第14条の規定による検査（次号に規定する検査を除く。）の申請書 別記第12号様式及び別記第13号様式
- (13) 令第7条の規定による法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第14条の規定による検査の申請書 別記第14号様式及び別記第15号様式

第2条中「令によって」を「令並びにこの規則並びに高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により」に、「当該と畜場の所在地を所管する食肉衛生検査所長」を「高知県食肉衛生検査所長」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（と畜場使用料及びとさつ解体料の額の認可等の申請）

第2条 次に掲げる者は、第4条に規定する申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 法第12条第1項の規定によりと畜場使用料又はとさつ解体料の額について認可を受けようとする者
 - (2) 令第4条第2号の規定によりと畜場以外の場所での獣畜のとさつについて許可を受けようとする者
 - (3) 令第5条第1項第1号から第3号までの規定によりと畜場外への牛の皮若しくは卵巣又は獣畜の肉等の持ち出しについて許可を受けようとする者
- 別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第4条関係)

第 号

(住所)
(氏名又は名称) 様

年 月 日付けで申請がありましたと畜場の設置については、と畜場法第4条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事 印

と畜場の名称	
と畜場の所在地	
と畜場の区別	一般と畜場 ・ 簡易と畜場
と畜場において処理する獣畜の種類及びその1日当たりの頭数	
と畜場において食肉の取引を行う場合は、その概要	

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 印
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)
生年月日
電話番号

と畜場設置許可申請書

と畜場の設置について許可を受けたいので、と畜場法第4条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

と畜場の名称	
と畜場の所在地	
と畜場の区別	一般と畜場 ・ 簡易と畜場
と畜場において処理する獣畜の種類及びその1日当たりの頭数	
と畜場において食肉の取引を行う場合は、その概要	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 と畜場の構造設備並びに管理及び業務運営の概要を示す次に掲げる書類
 - (1) と畜場から半径200メートル以内における地物の状況を明らかにした図面
 - (2) と畜場の設備の配置平面図 (面積を明示してください。)
 - (3) と畜場の構造及び設備の仕様書
 - (4) と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規程又はこれに準ずる事項を記載した書類
 - (5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類
- 2 法人の場合は、定款等の写し
- 3 と畜場の土地又は建物を借りている場合は、その貸主の承諾書
- 4 と畜場の設置場所、施設、建物その他について他の法令による許可を必要とする場合は、その許可証の写し
- 5 と畜場において水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
生年月日
電話番号

と畜場変更届出書

許可を受けて設置しましたと畜場について変更しようとする事項がありますので、と畜場法第4条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

と畜場の名称			
と畜場の所在地			
と畜場の区別		一般と畜場 ・ 簡易と畜場	
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日		年 月 日	
変更理由			

注 変更内容を確認することができる書類を添えてください。

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

と畜場衛生管理責任者設置(変更)届出書

と畜場に衛生管理責任者を置きました(の衛生管理責任者に自らなりました・の衛生管理責任者を変更しました)ので、と畜場法第7条第6項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

と畜場の名称			
と畜場の所在地			
衛生管理責任者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	と畜場法第7条第5項各号に掲げる資格		
衛生管理責任者を置き、自らなり、又は変更した年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 衛生管理責任者の履歴書
 - (2) 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面
- 2 と畜場に衛生管理責任者を置き、と畜場の衛生管理責任者に自らなり、又はと畜場の衛生管理責任者を変更した日から15日以内に届け出てください。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

と畜場作業衛生責任者設置（変更）届出書

と畜場に作業衛生責任者を置きました（の作業衛生責任者に自らなりました・の作業衛生責任者を変更しました）ので、と畜場法第10条第2項において読み替えて準用する同法第7条第6項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

と畜場の名称		
と畜場の所在地		
作業衛生責任者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	と畜場法第10条第2項において読み替えて準用する同法第7条第5項各号に掲げる資格	
作業衛生責任者を置き、自らなり、又は変更した年月日	年 月 日	

- 注 1 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 作業衛生責任者の履歴書
 - (2) 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において読み替えて準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面
- 2 と畜場に作業衛生責任者を置き、と畜場の作業衛生責任者に自らなり、又はと畜場の作業衛生責任者を変更した日から15日以内に届け出てください。

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

と畜場使用料（とさつ解体料）認可申請書

と畜場法第12条第1項の規定によりと畜場使用料（とさつ解体料）の額について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称	
と畜場の所在地	
と畜場の区別	一般と畜場 ・ 簡易と畜場
と畜場において処理する獣畜の種類及びと畜場使用料又はとさつ解体料の額	

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ④
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

と畜場使用料（とさつ解体料）変更認可申請書

認可を受けましたと畜場使用料（とさつ解体料）の額について、と畜場法第12条第1項の規定により変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称		
と畜場の所在地		
と畜場の区別	一般と畜場 ・ 簡易と畜場	
変更に係ると畜場使用料又はとさつ解体料の額	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

第8号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
生年月日
電話番号

自家用とさつ届出書

主として自己及びその同居者の食用に供する目的で獣畜をとさつしますので、と畜場法第13条第1項第1号の規定により次のとおり届け出ます。

届出者の職業					
とさつしようとする日時	年 月 日 時 分				
とさつしようとする場所及びその周囲の概要					
とさつしようとする獣畜	種類	性別	年齢（推定年齢）	重量	特徴（毛色等）
食用に供しようとする者の範囲					

注 自己及びその同居者以外の者の食用に供しようとする場合は、「食用に供しようとする者の範囲」欄に、その旨及び量を併せて記入してください。

第9号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
生年月日
電話番号

とさつ許可申請書

と畜場法施行令第4条第2号の規定によりと畜場以外の場所における獣畜のとさつについて許可を受けたいので、次のとおり申請します。

とさつしようとする年月日	年 月 日					
とさつしようとする場所及びその周囲の概要						
とさつしようとする獣畜	種類	性別	品種	年齢(推定年齢)	特徴(毛色等)	産地(生産者等)
とさつしようとする理由						
とさつしようとする獣畜の肉及び皮の処分方法						

第10号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

牛の皮(卵巣)持ち出し許可申請書

と畜場法施行令第5条第1項第1号(第2号)の規定によりと畜場外への牛の皮(卵巣)の持ち出しについて許可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場その他牛の解体を行った場所の名称、所在地及び連絡先(電話番号等)	名称	
	所在地	
	連絡先	
牛の皮又は卵巣の持ち出しを行う期間		
1日に持ち出しを行う牛の皮又は卵巣の数量の上限及び個体識別方法	持ち出しを行う数量の上限	
	個体識別方法	
牛の皮又は卵巣の持ち出しを行う者の住所、氏名及び連絡先(電話番号等)	住所	
	氏名	
	連絡先	
運搬の方法及び牛の皮又は卵巣の紛失等を防止するための措置内容	運搬の方法	
	紛失等の防止のための措置内容	
持ち出された牛の皮又は卵巣の保存を行う者の住所、氏名及び連絡先(電話番号等)	住所	
	氏名	
	連絡先	
持ち出された牛の皮又は卵巣の保存を行う施設の名称、所在地及び連絡先(電話番号等)並びに当該施設における1日当たりの保存可能量	名称	
	所在地	
	連絡先	
	保存可能量	
その他参考事項		

第11号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

獣畜の肉等持ち出し許可申請書

と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定により焼却のためと畜場外への獣畜の肉等の持ち出しについて許可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場その他獣畜の解体を行った場所の名称、所在地及び連絡先(電話番号等)	名称	
	所在地	
	連絡先	
獣畜の肉等の持ち出しを行う年月日	年 月 日	
獣畜の肉等の持ち出しを行う者の住所、氏名及び連絡先(電話番号等)並びにその運搬の方法	住所	
	氏名	
	連絡先	
	運搬の方法	
持ち出された獣畜の肉等の焼却を行う者の住所、氏名及び連絡先(電話番号等)	住所	
	氏名	
	連絡先	
持ち出された獣畜の肉等の焼却を行う施設の名称、所在地及び連絡先(電話番号等)	名称	
	所在地	
	連絡先	
その他参考事項		

第12号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
生年月日
電話番号

とさつ(解体)検査申請書(牛)

牛について、と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので、次のとおり申請します。

とさつ又は解体をしようとする年月日	年 月 日							
検査を受けようとする牛	整理番号	性別	品種	月齢	出生の年月日	特徴(毛色等)	産地(生産者等)	個体識別番号
検査を受けようとする牛の病歴に関する情報								
検査を受けようとする牛に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況								

第14号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
生年月日
電話番号

解体検査申請書(牛)

と畜場法第13条第1項第2号(第3号)の規定によりとさつしました牛について、と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

解体しようとする年月日	年 月 日							
検査を受けようとする牛をと畜場以外の場所でとさつした日時、場所及び理由	日時		場所			理由		
	年 月 日	時 分						
検査を受けようとする牛	整理番号	性別	品種	月齢	出生の年月日	特徴(毛色等)	産地(生産者等)	個体識別番号
検査を受けようとする牛の病歴に関する情報								
検査を受けようとする牛に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況								

- 注 次に掲げる書類を添えてください。
- とさつに立ち会った者が作成したとさつに係る証明書
 - と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした牛を解体しようとする場合における同法第14条第2項又は第3項の規定による検査のときは、と畜場法施行規則第15条第2項各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書

第15号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
生年月日
電話番号

解体検査申請書(牛以外)

と畜場法第13条第1項第2号(第3号)の規定によりとさつしました牛以外の獣畜について、と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

解体しようとする年月日	年 月 日		
検査を受けようとする獣畜をと畜場以外の場所でとさつした日時、場所及び理由	日時	場所	理由
	年 月 日		
検査を受けようとする獣畜	別紙のとおり		
検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報			
検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況			

- 注 次に掲げる書類を添えてください。
- とさつに立ち会った者が作成したとさつに係る証明書
 - と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における同法第14条第2項又は第3項の規定による検査のときは、と畜場法施行規則第15条第2項各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書

(別紙)

検査を受けようとする獣畜

整理番号	種類	性別	品種	年齢(推定年齢)	特徴(毛色等)	産地(生産者等)
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					
	豚・豚以外 ()					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のと畜場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県と畜場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第393号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡芸西村西分字浜松林堀切西浜林甲5082の348（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
津波避難タワー用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第394号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
須崎市浦ノ内灰方字茅畦1152の12
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字茅畦1152の12（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町宮内 字開放15番10から 高岡郡四万十町宮内 字ウスツル井117番 1まで	前	3.8 }	366
	後	5.0 }	
		6.8	

高知県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年6月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字元谷 山2501番32から 高岡郡四万十町興津字元谷 山2501番31まで	45	平成25年6月14 日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年6月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成25年5月1日 25高都計第52号	香美市土佐山田町佐 古藪字ヨシモト289 番7ほか	香南市野市町大谷 901番地1 ジェ ルメ・メゾン201 号 橋本 広、橋本 美雪

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成25年6月14日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第10号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2級の四万十市の項を次のように改める。

四万十市	常六小学校 片魚小学校 勝間小学校 須崎小学校 片魚中学校	平成17年4月10日 " " " "
------	---	--------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年6月14日

高知県警察本部長 小林 良樹

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

土佐NET端末 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 借入場所

高知県警察本部並びに高知県警察本部出先所属及び各警察署

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があ

<p>ることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成25年6月14日（金）から同年7月24日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成25年7月4日（木）午後1時30分 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成25年7月25日（木）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年7月24日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項</p>	<p>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成25年7月16日（火）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年6月24日（月）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Terminals for Tosa-NET system 1Set</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Thursday 25 July 2013</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Wednesday 24 July 2013</p> <p>(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan</p>	<p>Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p>
--	--	--------------------------------------